令和５年度ひょうご木製品マイスター制度募集要領

１　募集の趣旨

ひょうごの木を使用した木製品（以下、「県産木製品」とする。）の販売等を通じて、木材の良さや木材利用の意義を広く県民に伝える活動意欲のある事業者を「ひょうご木製品マイスター」（以下、「マイスター」という。）として県が登録し、身近な暮らしの中での県産木材の利用促進につなげます。

２　登録対象者

県産木製品(家具、建具、玩具、日用品等)を販売する事業者

３　登録の要件

(１)　県産木製品を販売した実績が1年以上あること。

ただし、現在、県産木製品を販売していなくても、木製品の販売実績が1年以上あり、登録時点で県産木製品として販売することが可能な場合は、本制度の要件を満たすものとする。

(２)　店頭やホームページ、SNS、各種イベント等を通じて、県産木製品の良さ等について県民への積極的な情報発信を行う意欲があること。

(３)　ひょうごの木を積極的に活用することで、兵庫の森林保全に貢献する意欲があること。

(４)　木材の良さや県産木材利用の意義を理解し、広く県民に伝える技術の習得等を目的として県が行う講習会を受講すること。（10月12日（木）開催予定※日程については変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

(５)　木製品の製造及び販売に係る関係法令を遵守していること。

４　応募期間

令和５年５月１日（月）～８月31日（木）

５　応募方法

ひょうご木製品マイスター登録申請書（様式第1号）を、下記連絡先まで郵送またはメールにて送付ください。

６　その他

(１)　ひょうご木製品マイスター制度は、県が製品の品質、性能等を保証するものではありません。

(２)　登録した内容に虚偽が判明した場合は、登録取り消しとなります。

(３)　材料等の納品書を保管願います。

（納品書に兵庫県内で伐採された木である旨を記載いただくよう、仕入れ先にご依頼ください。）

７　提出先・問い合わせ先

兵庫県農林水産部林務課 木材利用班　℡：０７８－３６２－９２２４

８　登録の流れ

活動開始(11月～)

登録(11月)

講習会(10月)

応募(5～8月)